



## 新型コロナウイルスと自治体法務（7）サーマルカメラ

令和2年8月26日 弁護士 吉永公平

### ○久しぶりの法自研HP資料

なかなか時間が取れず、この資料の発行は久しぶりとなりました。お届けすべき情報がまだまだあります。今回はサーマルカメラについてです。本号以降は、1号当たりのテーマが一つになりそうですので、上記タイトルに「副題」を付けました。

### ○徐々に広まるサーマルカメラの輪

新型コロナウイルスの感染まん延の防止策として、「発熱者はご遠慮ください」があります。全国の小中学校では、児童・生徒に登校前に検温してもらい、発熱があったら無理をして学校に来ないように、という対策がされています。児童・生徒と保護者の方々は、検温に協力的のようです。

そして、小中学校以外の公共施設の来場者に対しても、「発熱者はご遠慮ください」を実施したいという気持ちが出てきます。そこで登場する文明の利器が「サーマルカメラ（サーモグラフィ）」です。サーマルカメラは、映った人の「体表温」（体温ではありません。この点は後述します。）を検温し、リアルタイムでモニターに写し、一目で高温か否かを見分けることができます。サーマルカメラの種類によっては、来場者一人一人を個別に接触型・非接触型の体温計・温度計で検温するよりも、サーマルカメラを公共施設の入り口に設置して、職員がモニターを監視する方が、「発熱者はご遠慮ください」の実施は容易になるでしょう。実際に、官民を問わず、サーマルカメラの導入は進んでいるようです。

### ○プライバシーの問題はないのか

しかし、いかに便利な道具とはいえ、法的に問題があっては使えません。サーマルカメラで検討すべき法的問題は、「検温される人のプライバシー」です。来場者が「勝手に体表温を検温されるのは嫌だ」と思っていた場合、サーマルカメラによる検温はプライバシー侵害とならないでしょうか。

プライバシーは主に憲法13条の「幸福追求権」という人権の問題だといわれています。ここで憲法の話をしてもいいのですが、自治体であれば個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）の問題として整理した方が、イメージがしやすいです。この点に関する具体的な問題点は、次のとおりです。条例は私の勤務先のもの（春日井市個人情報保護条例）をサンプルとして選びました。

問題点	関係法令等
①体表温は個人情報か	条例2条3号（法2条1項）
②個人情報の本人取得の原則に反しないか	条例5条（法に規定なし）
③個人情報の適正な取得に反しないか	条例4条（法17条1項） （参考）大阪地裁平成6年4月27日判決

サーマルカメラは様々な種類があるところ、「一定の範囲を通過した来場者を撮影するもの（同時に複数人でも可）」を念頭に置いて検討を進めます。「一人ずつカメラとモニタ

一の前に立って撮影するもの」は、撮影される来場者が撮影には承知しているはずですので、問題点②は問題となりません。

なお、条例が適用されない外郭団体は、個人情報保護法（上記の表では「法」と記載）が適用されますので、問題点は概ね共通します。

### ○体表温は個人情報か

個人情報とは、「①個人に関する情報であって、②当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（②「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」等とされています（条例2条1号ア）。

体表温は個人に関する情報ですから、①を満たします。また、体表温だけでは、②直ちにそれが誰の情報であるか識別できませんが、同姓同名の人々の中から体表温で特定の人を識別できるため、②「を満たします。よって、体表温は個人情報に当たります。この点はそれほど真剣に検討しなくても、「そりゃそうでしょ」くらいで結構です。

個人情報の中には、特に配慮を要する「要配慮個人情報」があります（条例2条3号）。筆者の勤務先である春日井市のルールでは、要配慮個人情報は個人情報取扱事務開始届出書に専用のチェック欄があります（条例14条、施行規則2条・第1号様式）。条例2条3号が準拠する行政機関個人情報保護法2条4項・同法施行令4条2号によれば、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者…により行われた…検査の結果」以外の体表温は、要配慮個人情報ではありません。よって、公共施設の入口にサーマルカメラを設置して、職員がモニターで監視しても、そこで検温される体表温は要配慮個人情報に当たりません。このことは、小中学校で学年の先生が登校時に児童・生徒を検温する場合も同様です。

なお、体表温が要配慮個人情報に当たらないとしても、個人情報に当たること自体に変わりはありませんので、条例の適用があります。

### ○個人情報の本人取得の原則に反しないか

個人情報は本人から取得することが原則です（条例5条）。サーマルカメラは他人ではなく本人を撮影しているため、「本人取得は明らかではないか」という気もします。しかし、本人取得の原則を採用している理由は、「本人の知らないうちに自己に関する個人情報が取得されることは本人にとって不安なものであり、個人の権利利益を害するおそれもある」ためです（春日井市個人情報保護事務の手引（第5版）17頁（ウェブ上で確認できます））。そうすると、本人が知らないうちにサーマルカメラで撮影した場合、本人取得の原則に反しそうな気もしてしまい、悩ましいところです。少なくとも、本人から言葉で体表温を教えてもらっているわけではないので、本人取得の原則との関係が問題となり得ます。

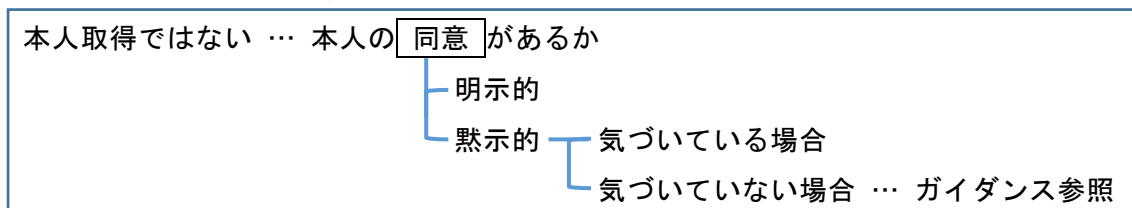
本人取得の原則には、本人以外から取得できる例外として、①「法令等の規定に基づくとき」、②「本人の同意があるとき」、③「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要があるとき」、④「特別の理由のあるとき」等があります（条例5条1号～7号）。しかし、①サーマルカメラに関する法令等の規定はありません。③人の生命・身体の保護の

ためとはいえ、その気になれば本人に検温の声かけができるため、「緊急の必要がある」とはいい難いと思われます。④「特別の理由」はかなりハードルが高いもので、これも簡単には使えないものです（詳しくは条例そのものと個人情報保護の手引の解説をご覧ください）。最も有力な例外は②「本人の同意があるとき」（条例5条2号）ですので、本人の同意の有無を検討します。

本人がサーマルカメラの存在に気づき、その上でサーマルカメラの前を通れば、「体表温を検温されることを『黙示的』に同意している」と評価できます。この「黙示的」とは、口に出したりうなずいたりしないものの（したら「明示的」です）、そう思っていることを前提とした行動をすることです。サーマルカメラの存在に気づいていながら、サーマルカメラによる検温に同意していないとしたら、何も言わずにサーマルカメラの前を通りはしないだろう、ということです。この場合、「本人の同意があるとき」に当たりますので、問題はありません。ポイントは「本人がサーマルカメラの存在に気づいていること」です。気づいていなければ同意もないと思われるからです。サーマルカメラ自体が多少は目立つものだと思いますが、「サーマルカメラで検温中です。ご協力をお願いします。」といった看板を目立つところに置き、音声でも案内をする等の「来場者へのアピール」が重要でしょう。

しかし、看板や音声に気づかない人もいるかもしれません。来場者から「私はサーマルカメラに気づかないまま、サーマルカメラの前を通ってしまった。どうしてくれるのか。」と言われた場合、「どうしてくれる」のでしょうか。ここで自治体を助けてくれるのが、個人情報保護委員会・厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」です。同ガイダンスは、サーマルカメラについてはありませんが、「患者への医療の提供に際して、『他の医療機関や家族等への病状の情報提供』を院内掲示等で公表しておけば、患者から異議が申し立てられない限り、あらかじめ患者の『黙示の同意』を得たと取り扱うことができる」旨を述べています。この考え方をサーマルカメラにも応用すれば、看板によって来場者の「黙示の同意」を得たと取り扱うことができます。

ただし、同ガイダンスは法令ではないため、来場者に対する拘束力はありません。また、同ガイダンスが正しい法見解であるという保障もありません。個人的には、「掲示をしておけば見ていない人も『黙示の同意』ありとするのは、少し乱暴ではないか」という気がしています。しかし、実務上は、来場者全員に声掛けをすることが人手の問題から難しければ、同ガイダンスの見解に依拠することも仕方がないという気もします。



### ○個人情報の適正な取得に反しないか

本人の同意があったとしても、それは「サーマルカメラで撮影されること」への同意にとどまります。撮影方法やその後の対応についてまで、何でも同意をしたわけではありま

せん。そこで、個人情報の適正な取得に反しないかを検討する必要があります。

サーマルカメラに関しては、新型コロナウイルスの問題が発生するまでは、法的にはあまり議論がされていなかったようです。今般、株主総会への出席者に対するサーマルカメラによる検温の可否につき、複数の弁護士が、法的に問題ないことを前提とした見解を示しています（当該見解の内容は次々号以降でご紹介します）が、あまり詳細な理由は示されていません。

そこで、「温故知新」のごとく、これまでにあった類似の問題からヒントを得てみましょう。「カメラを定位置に設置して撮影する」という点では、監視カメラが似ています。鋭い方は、「警察が容疑者を写真撮影することについての最高裁判例があるから、それを参考にしては？」と思われるかもしれません。しかし、写真撮影は「特定の人を狙い撃ち」です。一方、サーマルカメラは「来場者全員を無差別に撮影」です。やはり、監視カメラの方が似ていると思います。また、いわゆるオービス（速度違反自動取締装置）も似ているように思われます。しかし、実はオービスには込み入った法律問題があるため（速度測定と写真撮影で別基準を用いるべきという判例があります）、比較検討は控えておきます。

大阪地裁平成6年4月27日判決は、監視カメラの設置・使用に関する適法性の判断基準につき、次の左側の欄のように判示しています。

監視カメラの設置・使用…	サーマルカメラの設置・使用…
①目的が正当であること	①感染拡大防止 ⇒ 正当
②客観的かつ具体的な必要性があること	②未だ沈静化せず ⇒ 必要性あり
③設置状況が妥当であること	③入口に設置、看板・案内 ⇒ 妥当
④設置及び使用による効果があること	④発熱者の発見に資する ⇒ 効果あり
⑤使用方法が相当であること	⑤ここは要検討
により、その許容性を判断する。	により、その許容性を判断する？

監視カメラの判断基準をサーマルカメラに当てはめると、上の右側の欄のようになりそうです。①～④はそれほど問題ないと思います。⑤はまさに「使用方法」次第です。

たとえば、サーマルカメラに体表温が高いと映し出された人に対し、職員が声をかけるとします。その際、他の来場者が周辺にいれば、「あの人は発熱していて新型コロナウイルスに感染しているかも？」とってしまうかもしれません。声をかけられる人への配慮を重視しますと、来場者が周辺にいない場所で声をかけることになりそうですが、それではその人がどんどん施設の中に入ってしまう。やはり入口付近で早めに声をかけるしかなく、その人が他の来場者から「疑い」を持たれてしまうことは、致し方ないといえます。

「体表温と体温の違い」は、後述するようにあまり広く理解されていないように思われますが、「発熱者だからといって新型コロナウイルスに感染しているとは限らない」ことは、これまでの報道等である程度広く認識されていると思います。よって、当該「疑い」を持たれてしまうことによる迷惑（プライバシー侵害・風評被害）は、極めて大きいものとはいえ、法的にも許容範囲内（受忍限度の範囲内）であると考えられます。

それでも多少は声をかけられる人に迷惑をかけますので、その他の点では可能な限り配慮をすべきでしょう。

まず、サーマルカメラの映像は、職員や撮影される本人のみが見えるようにすべきでし

よう。モニターを周辺の来場者も見えると、「あの人は発熱していて新型コロナウイルスに感染しているかも？」と思われる機会が必要以上に増えてしまいます。また、発熱者を感じてアラームが周辺に鳴り響くようでは、モニターを見ていなかった周辺の来場者まで「何事だ？モニターに映っているあの人が『犯人』か？」といったように「大騒ぎ」にもなりかねません。この点は「どのようなモニターを使うか」、「モニターをどこに置くか」、「モニターの設定をどうするか」の問題です。周辺の来場者にも見えるようなモニターは、実際には日本各所で利用されているようですが、個人的には疑問があります。

#### 周辺の人に見えるモニター よりも 職員のみが見えるモニター

次に、声かけは端的に行い、その後に接触型の体温計で計測するのであれば、人目につかない別室で行うべきでしょう。さらに、撮影した映像を事後的に利用することは考え難いため、情報漏えいのリスクを下げるためにも、録画しないように設定するか、速やかに削除すべきでしょう。録画の削除が「電磁的記録である文書等≒公文書の保存」に反しないかという点は、「議事録作成のための録音はメモ代わりであり、議事録完成後は公文書ではない」という判断（異論もあります）に近いものと整理できるでしょう。

よって、これらの配慮をした上であれば、使用方法が相当であるといえると考えられます。そうしますと、①～⑤が全て満たされますので、サーマルカメラによる撮影が個人情報の適正な取得に反しないといえると思われま

#### 「感染拡大の防止」と「プライバシー保護」は、やり方次第で両立できる！

### ○サーマルカメラでの撮影を拒否されたら？

もし来場者がサーマルカメラや看板を見て、「サーマルカメラで撮影されたくないが、施設には入りたい」と強く主張したら、私たちはどうすべきでしょうか。この点は、「サーマルカメラには体表温が高いと映ったが、接触型の体温計での計測はしたくない」、「接触型の体温計で発熱者だと判明したが、施設に入りたい」といった事態にも共通する問題です。体表温・体温以外にも、「マスクを着用しない人の入場をどうするか」とも類似する問題です。この点は次々号以降でお伝えします。

### ○【体温計・体温】と【温度計・体表温】

意外と知られていない点に、体温計と温度計の違いがあります（私も少し前まで知りませんでした）。体温計は「体温」を測るものです。よく用いられる「37.5度基準」は体温の話です。一方、温度計は「温度」を測るものです。人の体に対して温度計を用いた場合、計測される「温度」は「体表温」です。体表温は外気温の影響を受けますので、体温と一致するとは限りません。そのため、体表温は体温を推測するための「簡易・便宜的な方法」にとどまります。

体温計・温度計ともに、接触型・非接触型のものがあります。非接触型のは、短時間で計測でき、ウイルスの付着リスクも低いことから、新型コロナウイルス関係で注目されています。しかし、非接触型の体温計は非常にニーズが高いため品薄で、非接触型の温度計しか入手できない（温度計でも十分な数は入手できない）という状況が続いていました。温度計を購入・活用される際は、温度計の上記特性を十分理解してください。